

法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細（今後の検討事項） について

平成30年4月23日（月）



今後検討が必要な事項

- これまで、2020年に導入する一般送配電事業者に係る行為規制の詳細について主に省令で定める事項を中心に、検討を進めてきた。
- 今後は、以下の事項について検討を進める。

○法的分離の例外について

- ・沖縄電力株式会社（その者の電気工作物の規模及び自然的社会的条件等を勘案して引き続き一体会社であることが必要と認められる場合）

○送電事業者に係る行為規制の詳細について

- ・電源開発株式会社等

○人事交流等に関する規律について

- ・一般送配電事業者とグループ内の発電・小売電気事業者等との間の人事交流等については、法律上は規制されていないが、国会審議においては、事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分かを含め、必要な措置の内容を検討することとされている。

(参考) 改正電気事業法

(兼業の制限等)

- 第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。
- 3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）たる小売電気事業者又は発電事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むときは、この限りでない。
- 一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第二十三條第二項から第五項までの規定
 - 二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。） 次条第一項の規定
 - 三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項の規定

(参考) 電気事業法附則（平成25年6月12日法律第35号）

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

(略)

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(略)

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

(略)

6. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

項目	沖縄地域における取り扱い（案）
法的分離の実施	<p>沖縄地域固有の特殊性、すなわち</p> <p>(1) 本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であるため、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能であり、また、1機の発電機の脱落が系統に与える影響が非常に大きい等、需給調整・周波数維持の両面から、系統運用が本土の系統と比較して特殊であり、多様な事業者の新規参入を促すとしても、系統運用者は本土と比較してより一層個別の需要を注視しながら電源の運用を行わなければならない、といった実態があること</p> <p>(2) このため、沖縄地域においては、連系線を介した電力間競争が想定されず、「多様な発電事業者・小売電気事業者に対する送配電部門の中立性を確保する」こと以前の問題として、まず、多様な発電事業者や小売電気事業者の参入をいかに促すかが課題であり、さらに、沖縄地域においては、小規模な系統であるために、発電事業者や小売電気事業者に対して、本土と比較して個別の需要家の電力需要の状況に応じたより弾力的な電源の運用（＝系統運用者の指示に瞬時に対応することが可能な電源の保有）を求めることも考えられ、系統運用者が保有すべき調整力の水準等、安定的な系統運用のために沖縄地域の実情を踏まえた検討が必要であること</p> <p>といった点を踏まえ、沖縄地域における法的分離については将来的な検討課題としつつ、当面はまず、小売電気事業者がどのような電源を活用し、どのような料金メニューで需要家（消費者）の多様なニーズに伝えていくのか、という課題への対応、すなわち多様な発電事業者・小売電気事業者の新規参入の促進と、需要家の選択肢拡大の実現に向けた取組を中心に検討していくことが適当。</p> <p>また、法的分離が実施されない間であっても、託送供給約款の認可や行為規制等、送配電事業者に課される義務については、厳格な規制を当然課すこととし、送配電事業者の中立性の確保を図ることとする。</p>

<論点>

第8回制度設計ワーキンググループにおいて、送電事業者の法的分離については、次回以降の検討課題として、提起させていただいたところ(次頁参照)。送電事業者の法的分離については、どのように考えるべきか。

- 送電事業者は、第二弾改正法においては、一般送配電事業者が保有する送配電設備とともに我が国の主要な電力システムを保有する事業者であることを踏まえ、一般送配電事業者への振替供給義務等の義務が課されている(次頁参照)。
- また、送電事業者は、自らは電源の接続検討の依頼を直接受けておらず、一般送配電事業者が行う時々刻々の需給バランスの調整を行っていないとしても、接続検討の依頼状況や特定の電源の接続状況及び稼働状況等を知り得る。そのため、これらの情報を活用して差別的な取扱いをすること(例えば、特定の事業者により有利／不利になるように送電線のメンテナンス時期を調整すること等)の可能性もあることから、送電事業者が我が国の電気の供給に果たす役割の重要性に鑑み、一般送配電事業者と同様、送電事業者の中立性を確保することが極めて重要。
- 第二弾改正法においても、送電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様の行為規制が課されていること(次頁参照)も踏まえると、送電事業についても更なる中立性を確保するため、法的分離を求める必要があるのではないか。

(※)ただし、送電事業者は、①直接需要家に対して電気の供給を行っていないこと、②電源の接続検討の依頼を直接受けていないこと、③自らは需給バランスの調整を行っていないことという点において一般送配電事業者とは異なることから、行為規制の具体的内容については、これらの送電事業者の特質を踏まえた柔軟な検討が必要ではないか。

○送電事業者は、一般電気事業者が保有する送配電設備とともに我が国の主要な電力系統を保有する事業者であることを踏まえ、以下の義務（第二弾改正法第27条の10）等を課すこととされている。

- ① 一般送配電事業者への振替供給義務
- ② 発電設備とその保有する送電設備とをつなぐ送電設備の接続義務

○また、送電事業者に対しては、第二弾改正法においても、送電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様、以下の行為規制が課されている（第二弾改正法第27条の12）。

- ① 振替供給の業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
- ② 振替供給の業務に関する差別的取扱の禁止
- ③ 会計の整理・公表

○他方、送電事業者は、以下の点において一般送配電事業者とは異なる。

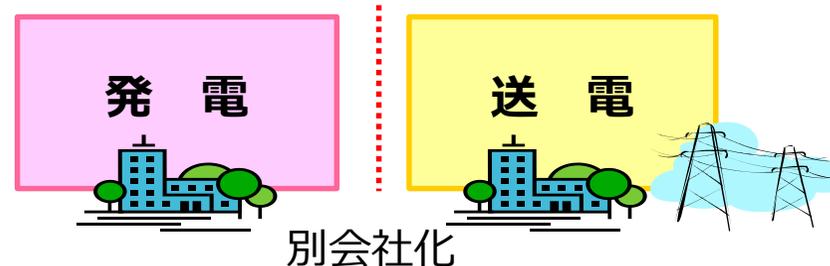
- ① 直接需要家に対して電気の供給を行っていないこと
- ② 電源の接続検討の依頼を直接受けていないこと
- ③ 自らは系統の運用を行っていないこと

○上記の点を踏まえつつ、送電事業者の法的分離について、どのように考えることが適当か。

【現行】



【法的分離】



(参考) 人事異動に関する国会答弁抜粋 (平成27年経済産業委員会)

○宮沢大臣 (当時)

この点は衆議院でも随分議論をさせていただきましたけれども、まず、競合する小売事業者の競争情報を知り得るような立場にある送配電事業者の従業員がグループ会社の小売電気事業に従事した場合、中立性に疑義が生じるおそれはなしとは思いません。そのために、人事異動が自由に行われることによって送配電事業者の中立性について疑念が生じるのではないかという指摘に対し、どのような対応があり得るのかについては今後検討していかなければいけないと考えております。そして、これはもう委員御承知のとおりでありますけれども、現在もある意味じゃガイドライン的なものはございます。経済産業省、公正取引委員会の共同のガイドラインにおきまして、適正な電力取引についての指針において、望ましい行為ということで、一般電気事業者に対し、人事異動については行動規範の作成、遵守を求め、これを受け、一般電気事業者各社が従業員の人事異動について一定の制限をしているという事例もございます。人事異動について罰則付きの規制を設けないという整理をしたわけでございます。そういう状態の中で、一方で、**事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、これから関係者の意見を聞きながら、それを踏まえながら必要な措置の内容の検討をしていきたいと思っております。**

○宮沢大臣 (当時)

そういう点も含めまして、これから関係者の御意見を聞きながら、どういう対応が、まさに憲法上の職業の選択の自由といった点は大変大事でございます。ただ一方で、まさに中立性を客観的に確保できると関係者が思えるような運営ということも大事でありますので、それこそ労働組合の方も含めていろんな意見を聞きながら、納得できるようなものを作っていきたいと、こういうふうを考えております。

○山際副大臣 (当時)

人事異動につきましては、罰則付きの規制を設けないとの整理に従った上で、**事業者自身が中立性確保に疑念を持たれないよう、実質的な中立性が確保される方策について、事後的な監視で十分か否かを含め、電気事業の実態や関係者の意見を踏まえながら、今後、法的分離の実施までに精査を行いまして、必要な措置の内容を検討してまいります。**